

令和2年7月豪雨(激甚災害)により被災した、熊本県球磨村及び山江村のケーブルテレビ施設について、災害復旧事業に要する経費の一部を補助する。

○ 補助対象

激甚災害に指定された災害によりケーブルテレビ施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
※総務省が過去に補助をしたケーブルテレビ施設に限る
※「令和2年7月豪雨」に限る

○ 補助率

1/2

○ 補助対象経費

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等

○ 事業実施主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

